

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある**重大かつ深刻な人権問題**である。

舞鶴市立中筋小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等についての基本的な考え方

児童にとって、学校を、通う価値のある温かい場所にすることが第一義的に重要である。

そのため、児童が安心して学校生活を送ることができる学校を作ること（「居場所づくり」）、他の児童や教職員と温かい人間関係を結ぶことができる学校を作ること（「つながりづくり」）、自らが伸びていると実感できる学びを実現すること（「やりがいづくり」）を基本に、いじめの起きにくい、たとえ起こったとしても、**早期発見早期解決につながる学校づくり**に努める。

1 居場所づくり

安心して学び、居場所のあること、自分が大切にされていることを実感できる学校・学級とするため、次のことを重視する。

学級内に、温かく支援的・共感的な人間関係をつくり出すこと。

児童一人一人の発言や行動が、真摯で広やかな気持ちで受け止められること。

堂々と、楽しげに話すことを自然に行える雰囲気であること。

2 つながりづくり

児童同士、児童と教職員が互いの信頼によって結ばれた温かい人間関係が育つ学校にするため、次のことを重視する。

通う価値のある温かい学校へ

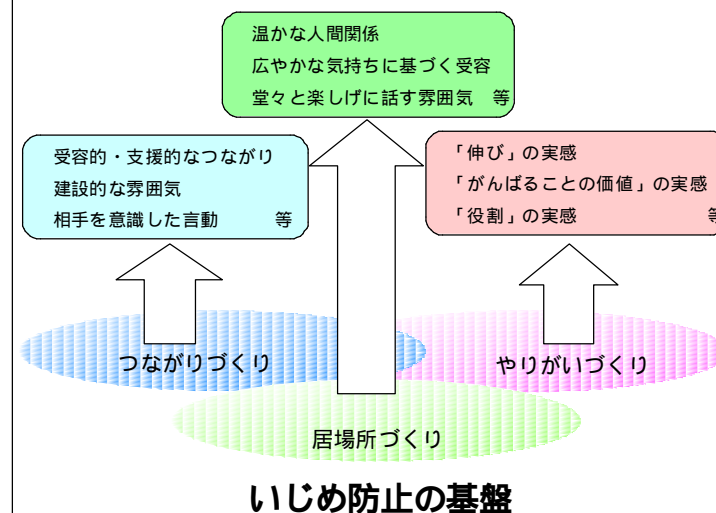


図1 基本的な考え方

教師と児童、児童相互が受容的・支援的につながり、建設的な雰囲気を持つこと。
 適度な緊張感を伴いながら、相互に注目し合えること。
 相手の立場や心を考え、互いに尊重できること。
 相手を尊重して聞き、意識して話し、行動できること。

3 やりがいづくり

通うことに価値と意義を感じることでできる学校にするため、次のことを重視する。
 自分が確かに伸びていると感じることのできる学び₁をつくり出すこと。
 がんばることの価値を実感できる活動₂があること。
 人と人の輪の中で、自分が役割を果たしていると確かに感じられる₃こと。

このような学校・学級をつくり出すことこそ、学校に課せられた使命であり、このことがいじめの防止の最も大切な基盤である。すなわち、学校が学校としての機能を十全に果たすことが何より重要である。

第2 学校経営計画等への位置づけ

1 方向性

基本方針を学校経営計画に位置づけると共に、学校評価、教職員評価制度の機能を活かし、いじめの防止等にかかる考え方や方策等を徹底させる。さらに、これらを不断に改善できるようにする。

2 学校経営計画

- (1) 学校経営計画の中に、いじめの防止等にかかる重点を具体的に明記のうえ、教職員に周知する。
- (2) 教職員は、教職員評価制度に基づく自己申告書に、児童の実態等を十分に踏まえた上で、努力すべき点を明記する。
- (3) 教職員評価制度に基づく個別面談を実施する際には、各教職員の取組状況について取り扱い、改善が行われるようにする。
- (4) 学期ごとに行う学校評価に、いじめの防止等についての項目を設け、組織的に点検し、改善を行うようにする。
- (5) 教職員評価制度と学校評価を一体のものとして運用し、これによっていじめの防止等にかかる基本方針を徹底し、教育活動全般が不断に改善されるようにする。

支持的風土と、豊かなコミュニケーションの育成

- 1 自信を育む学びづくり
- 2 効力感、充実感を育てる活動
- 3 自己有用感の育成

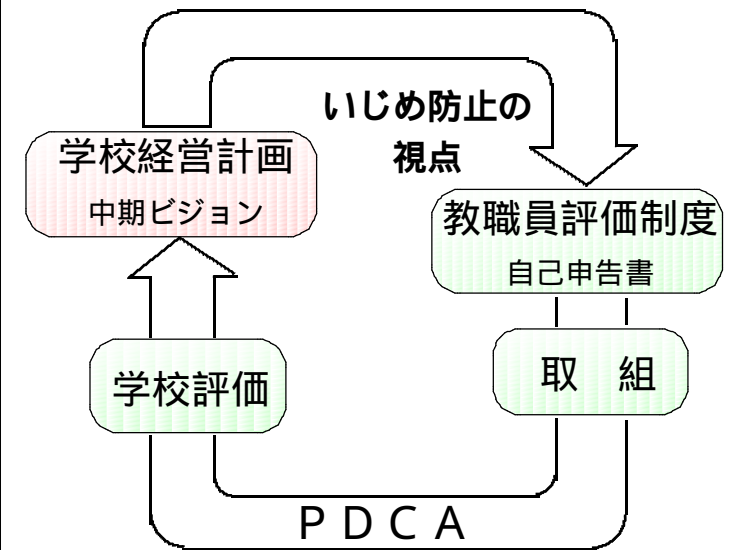


図2 学校経営計画等への位置づけ

第3 組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止等の観点を含め、児童を広く指導・支援する組織として「いじめ防止対策委員会」を置く。児童について多面的・多角的に協議する「ケア委員会」と十分に連携の上、いじめ防止や対策に係る業務をつかさどる。

2 いじめ防止対策委員会の構成

「いじめ防止対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員を加える。

校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、養護教諭、教育相談担当、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター

3 「いじめ防止対策委員会」の機能

「いじめ防止対策委員会」は、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組を計画・実施する。
- (2) 具体的な行動計画を作成し、実行・検証・修正を行う。
- (3) いじめ等に関する相談・通報の窓口の機能を果たす。
- (4) 児童の人間関係、学級の状況、いじめが懸念される状況等についての情報収集を行う。
- (5) 収集した情報を共有化・記録化する。
- (6) いじめであると疑われる事象を認知した場合は、「いじめ対策委員会」を開く。
「いじめ対策委員会」 児童への事情聴取、指導
支援体制、行動方針の決定
保護者への連絡・報告と連携にかかる体制・方針の決定
- (7) いじめ事象を教育委員会へ報告する。

4 ケアコーディネーターの設置

教育相談、特別支援教育、生徒指導等の機能を有機的に組み合わせ、児童および家庭の多様化したニーズに応じて支援を行うため、ケアコーディネーターを置く。ケアコーディネーターは、児童及び家庭の様々な状況に応じ、学校の持つ諸機能を組み合わせる柔軟かつ

1 いじめ防止対策委員会は、主に生徒指導部、教育相談部、特別支援教育部、学力充実部、人権教育部の機能を有機的に組み合わせ、対処すべき事象の特性に合わせて、臨機応変に活動する委員会である。

ケア委員会の活動と連携することにより、各分掌の機能を十分に活かすこととなる。これにより、多方面からの取組を実施する。

2 ケアコーディネーターは、いじめ防止対策委員会を主管すると共に、情報を収集、管理し、必要に応じてケア委員会を開く。情報収集、家庭訪問等、素早い指示を行う。

迅速にケアする。ケアコーディネーターは、当分の間教務主任が担当する。

5 いじめ防止対策委員会の開催

月一回開催するが、緊急に必要な場合は、直ちに開催する。

6 「いじめ対策委員会」の設置

いじめと認知した事象について、いじめを解決するための取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。

「いじめ対策委員会」の構成

「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員等を加える。

校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任

7 「拡大いじめ対策委員会」の設置

「いじめ対策委員会」で検討した事象について、重大な事態が疑われる場合は、さらに「拡大いじめ対策委員会」を置く。

「拡大いじめ対策委員会」の構成

「拡大いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー、地域有識者等

8 「いじめ対策委員会」「拡大いじめ対策委員会」の機能

次のことを行う。

- (1) 重大な事態が疑われる状況について、いじめの有無を判断する。
- (2) 重大な事態が発生した場合の調査・分析を行う。「拡大」
- (3) 重大な事態の解決に向けた行動方針・計画を決定し、実施する。「拡大」
- (4) 再発防止への取組を推進する。

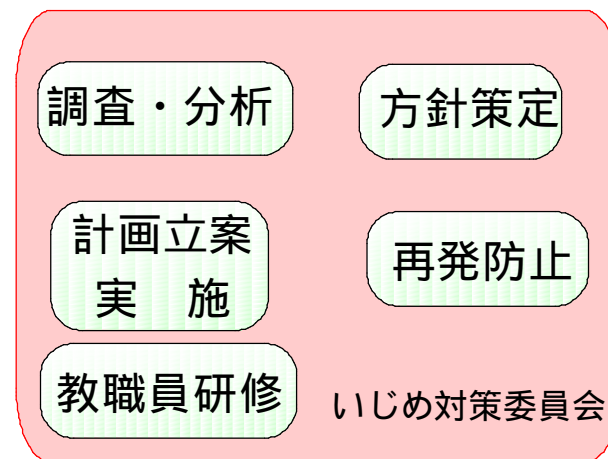


図3 いじめ対策委員会の機能

9 教職員研修

- (1) いじめに対する認識の共有
- (2) いじめ発見後の行動の一元化
- (3) 教職員一人一人の感性を磨く研修の工夫
- (4) 「いじめの見過ごし」を防ぐための新しい研修機会の企画

第4 いじめの未然防止

1 方向性

いじめは、どの子にも起こりうるものであり、加害者にも被害者にもなり得るものであることを基本とし、本基本方針第1に則り、個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する態度を育むことが重要である。そのため、全教職員が一致して教育活動を充実させると共に、関係機関と連携を強める。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) 認められ、受け入れられる学級づくり、学校づくりを推進する。

自らの気持ちや考え方を安心して表現できる学級づくり

温かな人間関係を育む学級づくり

- ・スクールカウンセラー、外部有識者等の定期的な助言

自分自身を率直に表現できる教育活動の計画・実施

聴く姿勢の育成を重視した学習活動等の実施

- (2) 児童相互、児童と教職員とのつながりを強める取組を充実させる。

聴く力の育成を重視した教育活動の実施

- ・朝の会の充実

- ・授業での聴き方の指導 等

相互の立場や気持ちを伝え合う活動の重視

- ・気づき、感じ方、考え方、理由等を引き出し、互いに味わう授業の充実

- ・主体的・自主的な学級活動の工夫 等

「つながり」を育む行事等の実施

- ・全校児童をつなぎ、年齢をこえてかかわり合うことのできる特別活動の計画・実施

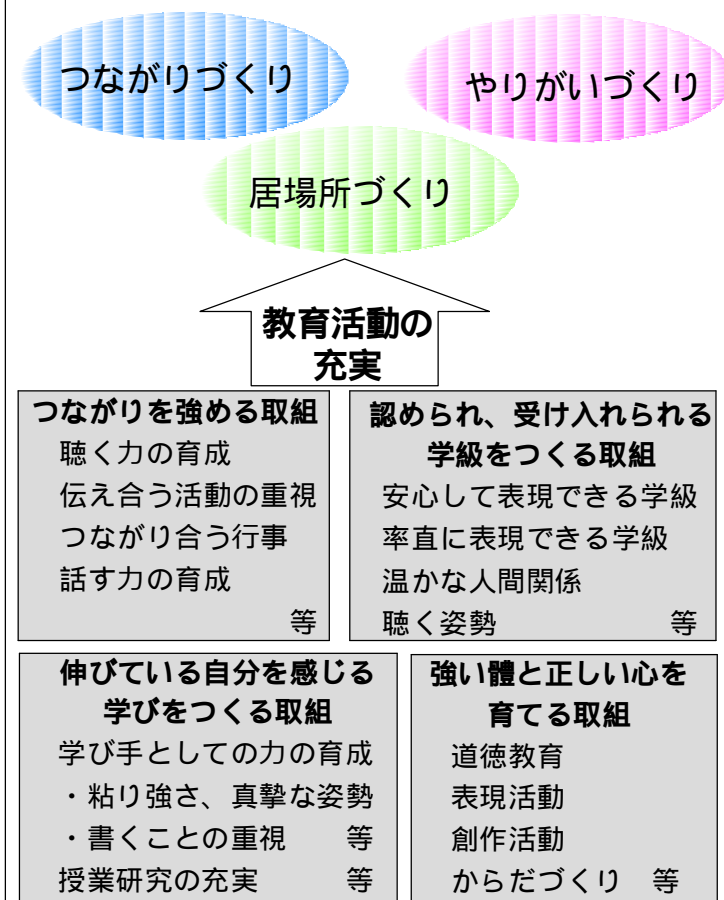


図4 教育活動といじめ防止についての考え方

- ・相手を意識するとともに、とりわけ年齢の低い子を支える全校活動の実施
相手を意識して話し、行動できる力の育成
 - ・話す態度、声の大きさなど、話す力を育てる学習活動の工夫・実施
 - ・相手の立場や考え方、その違い等を重視した特別活動の実施
 - ・当番、役割の工夫等「みんなのために活動する」ことへの価値観の育成
 - ・合唱活動、大縄大会等「心を一にする」取組の充実
- (3) 自分が確かに伸びていると感じられる学びを実現させる。
- 「学び手としての力」を伸ばす授業づくりの推進
- ・一人一人の考え方等を引き出し、互いに味わう授業づくり
 - ・自らの「目当て」を意識し、真摯に振り返ることのできる授業づくり
 - ・粘り強く誠実に取り組む学習の重視
 - ・心地よい緊張感のある授業づくり
 - ・自らの考え方を率直に述べ、聞き合い、新たに見つけ出すことのできる授業づくり
 - ・書くことなどを通し、考えを練り上げる学びの実現
 - ・気づくこと、話すこと、書くこと等を中心とした活動の充実
- 授業づくりを支援する研究・研修体制の強化
- 「あるべき学びのすがた」を追究する授業研究の日常化
- (4) 「強い體」と「正しい心」を育む教育を充実させる。
- 道徳教育の推進
- ・「わたしたちの道徳」の効果的な活用
 - ・道徳教育推進教師を中心とした組織的計画的な道徳教育の推進
 - ・体験活動の重視
- 音楽、とりわけ合唱による表現意欲の向上
- ・聞き手に届く表現活動の充実と感動の共有
- 図画工作科における創作活動の推進
- ・創作活動の充実と互いに味わい合う活動の推進
- 体育科における学習の充実
- ・健全な体づくりによる、落ち着きと積極性の育成
 - ・体を使った表現の充実と、互いによさを味わう学習活動の推進

1 豊かに気づき、考えを持つ力、誠実に真摯に取り組む力、よく聴く力、書いて考える力、自らの目当てと方法を意識しがんばり続ける力等、自ら学ぶ力を指す。学習者としての資質・能力。

2 本校の校訓である。

第5 いじめの早期発見

1 方向性

学校生活や家庭生活等で日常的に起きる様々な誤解、行き違い、トラブル、けんか等が拡大し、いじめにつながることを防ぐには、「第4 いじめの未然防止」の内容を基本に、**いつでも、どこでも、だれにでもいじめが起こりうるものであるとの認識を持つことが重要である。**いじめは、遊びやふざけの中に隠れていたり、大人の見えにくいところで行われたりしていることも多い。これらの認識に立ち、緊張感を持って児童に接することが重要である。

2 いじめの発見

(1) 日常的にきめ細かく観察し情報を収集する。

保健室への来室者に対する注意深い観察

管理職等による授業観察の日常的な実施

欠席状況等の緻密な把握

スクールカウンセラー、外部の有識者等による観察の定期的実施

年2回のいじめ調査アンケートの有効な活用

全児童を対象とした聞き取り調査の実施

「いじめ防止等のために」(教職員用ハンドブック)の「いじめ発見のチェックリスト」を年2回活用し状況把握をする。

(2) 教職員間の情報共有を徹底する。

収集した情報、保護者や児童からの通報等、「いじめ防止対策委員会」へ集約の上、共有化

収集した情報を綿密に記録

学校間及び教職員間の具体的かつ明確な引き継ぎを行う

児童、保護者からの訴えは軽微な内容であっても全て報告する。

3 いじめ発見後の動き

(1) 教育委員会へ報告する。

いじめ対策委員会等において分析

「いじめ」と判断されるものについて、教育委員会へ即時報告

(2) 記録化する。

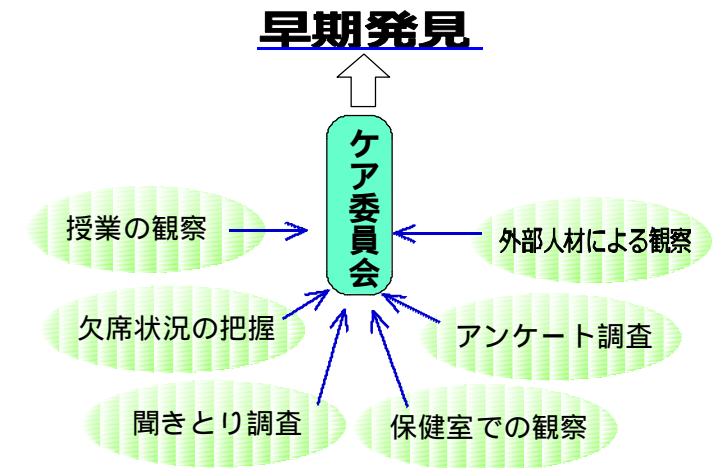


図5 早期発見のための情報の流れ

「いじめ」と判断される事象については、時系列で綿密に記録

第6 いじめに対する取組

1 方向性

いじめを発見したとき、いじめの通報を受けたときは、「ケア委員会」により情報を共有し、以後の対応について迅速に検討・実行する。

さらに校長は、必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集し、対策を検討・実行する。

その際、被害児童を守ることを第一とし、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。同時に保護者の協力を得ると共に、関係機関との連携に努める。

2 いじめへの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめが疑われる行為等が発見したとき、あるいは、相談、訴え、通報等があったときは、速やかに「ケア委員会」に報告するとともに、いじめ対策委員会を招集し、情報の共有を行うと共に、情報収集を進め、情報分析を行う。
- (3) 「いじめ対策委員会」は、担任、関係児童、保護者等から情報を収集し、いじめの有無、その具体的な内容等を確認する。
- (4) 状況把握、分析の結果は、保護者に連絡する。
- (5) 同時に教育委員会へ報告を行う。
- (6) 分析に基づき、方針を決定し、取組を実施する。
- (7) 被害児童とその保護者への支援を行う。
- (8) 加害児童への指導を行うと共に、その保護者に協力を求め、よりよい成長に向けて連携する。
- (9) 被害児童の生命、身体、財産に被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察等との連携を行う。
- (10) 関係した児童に対して、よりよい成長に向けた指導を行う。
- (11) いじめ等の起きた学級、学年等の児童に対して、よりよい人間関係を築き、学校生活を改善していくための指導を行う。
- (12) 以上の取組については、すべて定められた書式にて記録を行う。

3 情報ネットワークを介したいじめへの対応

- (1) 情報ネットワークを介したいじめ（以下ネットいじめ）について、研修を行う。
- (2) 情報モラルについての教育を計画的に実施する。
- (3) ネットいじめが起きたときは、関係機関を通して書き込み等の削除を行い、前項に示

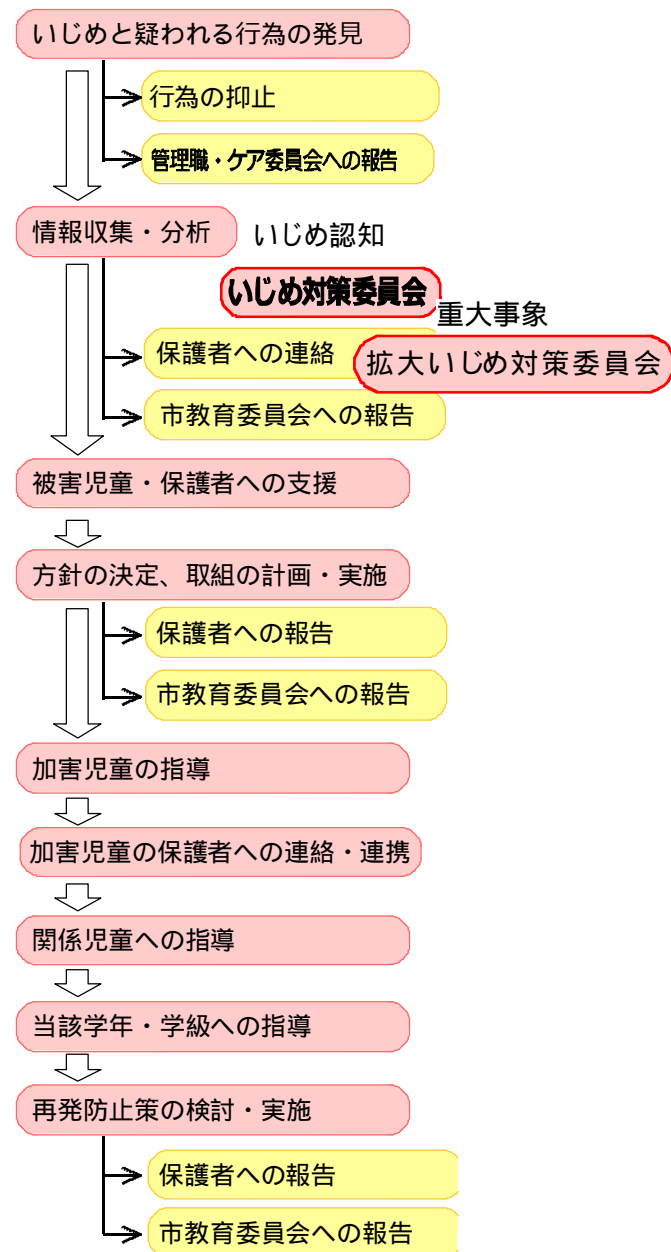


図6 いじめ対応の流れ

した対応を行う。

第7 重大事象への対処

1 調査

重大事象が起きたときは、教育委員会の指導を受けて、対応する主体等を決定する。学校が調査を行う場合においては、「拡大いじめ対策委員会」を中心に、被害児童及び保護者の意向を踏まえ、事実関係を詳細に把握する。

2 対策及び保護者への情報提供

調査に基づき、関係機関の援助、指導を受けながら、対策を実行すると共に、被害児童及びその保護者に情報を提供する。

3 教育委員会への報告

調査、対応については、逐次教育委員会に報告し、指導助言を受ける。

4 いじめの収束・再発防止

調査結果を踏まえ、いじめの収束に全力を尽くすと共に、再発防止のために必要な措置をとる。

第8 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) P T Aとの連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する

講演会等の実施

児童への取組等の説明 等

(2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

いじめ相談室、子ども総合相談センター、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を行う。

第9 その他

1 記録

いじめが起きたときには、疑わしい場合を含め、詳細な記録を作成する。

記録用紙の書式は、別途定める。